

三五
天保十三年十二月 越後国大工・桶職人の出稼ぎ渡世継
(一八四二)

続願い
〔A〕

おそれながら書きつけをもつてねがいあげたてまつり
乍レ恐以ニ書付一奉二願上一候

奉
二
願
上
一
候

青山九八郎様御支配所

越後國三島郡石地村

大工
船
藏

船藏

松平肥後守様御預り所
おあずか

おあづか

越後國魚沼郡仙石村

桶師秀吉

秀
吉

右之者共、当七月中奉ニ願上、私方宿ニ仕やど、
又重年仕、渡世つかまつりたく仕度奉ニ願上候、何卒以なにとぞ此こ御慈悲ひをもつてヲ願ねがひ、猶なお渡世仕候処、
之通被とりおせつけられ仰付くだしおかれ被あわせ難あらがたき有ざんじたてまつり仕合仕合奉奉レ存存候候、以以

上

上庄田村

天保十三年寅十二月

願人重印

地方

右者重内奉ニ願上候ニ付、
奥書印形仕奉ニ差上候、以上

奥書き印形仕

名主源兵衛印

組頭
幾右衛門印